

ホームヘルプステーション清水坂あじさい荘 料金表 - 利用料金・昼間 -

(1) 利用料

訪問介護

①基本料金 一回につき

サービス内容		利用料金	利用者負担				
			1割負担	2割負担	3割負担		
身体介護だけを 提供する場合	20分未満	1,903円	191円	381円	571円		
	20分以上30分未満	2,850円	285円	570円	855円		
	30分以上60分未満	4,514円	452円	903円	1,355円		
	60分以上90分未満	6,600円	660円	1,320円	1,980円		
	90分以上は30分毎に	957円	96円	192円	288円		
生活援助だけを 提供する場合	20分以上45分未満	2,086円	209円	418円	626円		
	45分以上	2,565円	257円	513円	770円		
両方 を 提 供 す る 場 合 の	身体介護20分以上 30分未満に引き続 き	生活援助	20分以上	3,613円	362円	723円	1,084円
			45分以上	4,377円	438円	876円	1,314円
			70分以上	5,141円	515円	1,029円	1,543円
	身体介護30分以上 60分未満に引き続 き	生活援助	20分以上	5,278円	528円	1,056円	1,584円
			45分以上	6,042円	605円	1,209円	1,813円
			70分以上	6,805円	681円	1,361円	2,042円
	身体介護60分以上 90分未満に引き続 き	生活援助	20分以上	7,364円	737円	1,473円	2,210円
			45分以上	8,128円	813円	1,626円	2,439円
			70分以上	8,892円	890円	1,779円	2,668円
	身体介護90分以上 は30分毎に	生活援助	20分以上	763円	77円	153円	229円
			45分以上	1,527円	153円	306円	459円
			70分以上	2,291円	230円	459円	688円

※ 上記利用料について、令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応する
ための特例として所定単位数に0.1%を上乗せします。

※ 訪問介護計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ 夜間及び早朝の場合は、上記料金の25%増しになります。

※ やむを得ない事情でお客様の同意を得て2人で訪問した場合は上記料金の2人分となります。

②加算

ア 緊急時訪問介護加算

サービス内容	利用料金	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
利用者又はその家族等からの要請に基づき、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、計画外に身体介護をする場合（介護予防を除く）	1,140円	114円	228円	342円

イ 初回加算

サービス内容	利用料金	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（初めて、もしくは2ヶ月以上空けて利用した場合）	2,280円	228円	456円	684円

ウ 生活機能向上連携加算Ⅰ

サービス内容	利用料金	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等の助言を受け、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成の上、訪問介護を実施した場合	1,140円	114円	228円	342円

エ 生活機能向上連携加算Ⅱ

サービス内容	利用料金	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等と共同して生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、連携の上、訪問介護を実施した場合	2,280円	228円	456円	684円

オ 介護職員処遇改善加算Ⅰ

所定単位数にサービス別加算率（13.7%）を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。 ただし、介護保険適用時の自己負担額は1割、2割または3割となります。（令和6年3月31日までの間）

カ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

所定単位数にサービス別加算率（4.2%）を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。 ただし、介護保険適用時の自己負担額は1割、2割または3割となります。

※ 料金は介護報酬額により計算をするため、端数処理の関係で円単位で誤差が生じることがありますので、ご了承ください。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、東京都北区役所の窓口（介護保険課）に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

居宅介護

①基本料金（昼間・一回あたり）

サービス内容		利用料金	利用者負担
居宅における身体介護 身体介護を伴う通院等介助	30分未満	2,856円	286円
	30分以上60分未満	4,502円	451円
	60分以上90分未満	6,540円	654円
	90分以上120分未満	7,459円	746円
	120分以上150分未満	8,400円	840円
	150分以上180分未満	9,329円	933円
	180分以上	10,259円	1,026円
	30分を増すごとに追加	929円	93円
家事援助	30分未満	1,176円	118円
	30分以上45分未満	1,702円	171円
	45分以上60分未満	2,195円	220円
	60分以上75分未満	2,665円	267円
	75分以上90分未満	3,068円	307円
	90分以上	3,460円	346円
	15分を増すごとに追加	392円	40円
	身体介護を伴わない通院等介助	30分未満	1,176円
30分以上60分未満		2,195円	220円
60分以上90分未満		3,068円	307円
90分以上		3,841円	385円
30分を増すごとに追加		772円	78円

※ 上記利用料について、令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応する

ための特例として所定単位数に0.1%を上乗せします。

※ 居宅介護計画に定められた目安の時間を基準とします。

※ 夜間及び早朝の場合は、上記料金の2.5%増しになります。

※ やむを得ない事情で、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、上記料金の2人分となります。

②加算

ア 緊急時対応加算

サービス内容	利用料金	利用者負担
利用者又はその家族からの要請に基づき、居宅介護計画外で指定居宅介護等を緊急に行った場合（月2回まで）	1,120円	112円

イ 初回加算

サービス内容	利用料金	利用者負担
初めて、もしくは2か月以上空けて利用した場合（1月につき）	2,240円	224円

ウ 利用者負担上限額管理加算

サービス内容	利用料金	利用者負担
利用者負担額合計額の管理を行った場合（月1回まで）	1,680円	168円

エ 福祉専門職員等連携加算

サービス内容	利用料金	利用者負担
利用者に対して、サービス提供責任者がサービス事業所等の精神保健福祉士等に同行して利用者の心身の状況等の評価を共同で行い、居宅介護計画を作成し、居宅介護計画に基づく指定居宅介護を行った場合	6,316円	632円

オ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)*1

所定単位数にサービス別加算率(27.4%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。 ただし、利用者負担はその1割となります。
--

カ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)*1

所定単位数にサービス別加算率(20.0%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。 ただし、利用者負担はその1割となります。
--

キ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)※1

所定単位数にサービス別加算率(7.0%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。 ただし、利用者負担はその1割となります。

ク 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)※2

所定単位数にサービス別加算率(5.5%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。 ただし、利用者負担はその1割となります。

*1 ②のオ、カはいずれかの適用となります。

*2 ②のキ、クはいずれかの適用となります。

※ 料金は総額により計算をするため、端数処理の関係で円単位で誤差が生じることがありますので、ご了承ください。

予防訪問

①基本料金 一回につき

サービス内容	利用料金	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
基本サービス費	2,576円	258円	516円	773円

②加算

サービス内容	利用料金	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	2,280円	228円	456円	684円
身体介護加算Ⅰ	524円	53円	105円	158円
身体介護加算Ⅱ	444円	45円	89円	134円
生活機能向上連携加算Ⅰ（1月あたり）	1,140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算Ⅱ（1月あたり）	2,280円	228円	456円	684円
介護職員処遇改善加算Ⅰ※	410円	41円	82円	123円
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	125円	13円	25円	38円

※ 令和6年3月31日までの間となります。

いきいき生活援助サービス

①基本料金 一回につき

サービス内容	利用料金	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
基本サービス費	1,949円	195円	390円	585円

②加算

サービス内容	利用料金	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	2,280円	228円	456円	684円

※ 料金は介護報酬額により計算をするため、端数処理の関係で円単位で誤差が生じることがありますので、ご了承ください。
 ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、東京都北区役所の窓口（介護保険課）に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 電話 03(5924)2027

①ご利用日の前日までにご連絡があった場合	無 料
②ご利用日の前日までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の自己負担額

ただし、下記に該当した場合は、キャンセル料はいただきません。

- ① 急な病气・入院・事故などやむを得ない理由により連絡ができなかった場合またはサービスの提供ができなかった場
- ② ひとり暮らし・高齢者のみの世帯などで、連絡が難しいと認められる場合

(3) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 付き添い介助等がかかったお客様並びにホームヘルパーの交通費実費等については、原則としてお客様のご負担になります。
- ③ 介護保険法の改正に伴う料金の変更等につきましては別紙で通知いたします。
- ④ サービス終了時に未払金がある場合は、必ず支払っていただくようお願いいたします。(限度額15万円まで)